

第 6369 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 1月30日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 解約返戻金のない長期平準定期保険

Q : 法人契約の定期保険等の取扱いが改正されたそうですが、解約返戻金のない長期平準定期保険の保険料は、どのような取扱いになりますか？

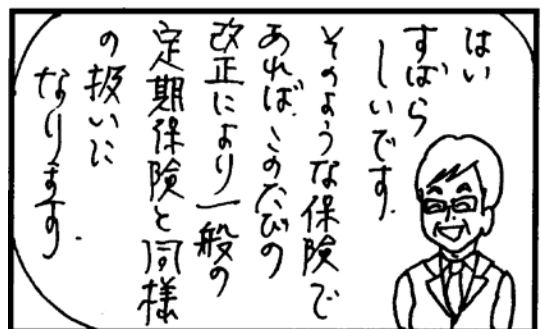
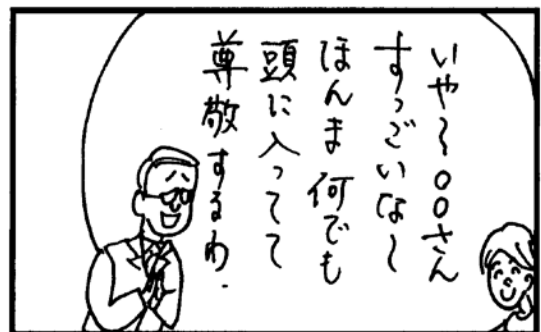
A : 一般の定期保険と同様の取扱いになります。

【解説】

法人契約の定期保険等の取扱いは、昨年に改正され、最高解約返戻金に応じて、保険料の損金算入時期や割合が定められ、損金算入に一定の制限がかけられました。

しかしながら、支払保険料が掛捨てで、解約、契約失効、契約解除、保険金の減額及び保険期間の変更等をして一切解約返戻金等の支払いがないという長期の定期保険については、前払保険料が含まれていないことから、この改正の適用はされず、定期保険の一般的な取扱いに従って処理をすることが認められます。

したがって、この場合、その定期保険が、契約者・受取人＝法人、被保険者＝従業員である場合は、その保険料は期間の経過に応じて損金の額に算入されますし、契約者＝法人、被保険者・受取人＝従業員の定期保険である場合は、特定の役員又は従業員を被保険者としているときは、その保険料相当額は、その従業員に対する給与、普遍的に加入しているときは期間の経過に応じて損金の額に算入することができます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】